

銀行業と会計基準

株式会社三井住友フィナンシャル
グループ 取締役

みやた こういち
宮田 孝一



I. 銀行界を取り巻く環境

会計が、国際財務報告基準（IFRS）を中心に大きく変貌している現況下での銀行界と会計基準の関係について簡単に述べていくこととしたい。まずは、現在、銀行界が置かれている状況であるが、2008年9月のリーマンショック以降到来した金融危機の深刻化が発端となり、2009年4月には、G20 ロンドン・サミットで「金融システムの強化に関する宣言」が合意され、現在に続く金融システム安定化に向けた銀行への各種規制等の強化の流れが明確になった。その後、自己資本規制に関する新たな規制秩序の構築に向けた取組みが本格化することとなり、2009年12月には、バーゼル銀行監督委員会が国際的に活動する銀行を対象とする自己資本規制の強化等を内容とした「銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議提案」を公表した。規制内容、実施時期等についての検討は現在も進行中である。

一方、会計基準に関しても、会計基準設定主体が2009年末までに措置を講じるべき事項として、「単一の質の高いグローバルな会計基準に向けた重要な進捗をもたらす」こと等がG20

ロンドン・サミットで合意された。その中でも、我々銀行界にとって最も影響が大きかったのは、「金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する」ことが謳われた点である。2009年末までの対応が合意されたことに伴い、金融商品会計の見直しが緊急の課題として国際会計基準審議会（IASB）において取り組まれることとなった。その後、2009年末までに金融商品会計の見直しは完了していないが、その取組みは引き続き進められている。

II. IFRS 対応の現状及び課題

現在、株式会社三井住友フィナンシャルグループは、当社の経営方針である「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」の実現に向け、投資家に対する利便性の一段の向上、グローバルスタンダードの実現等を図るため、ニューヨーク証券取引所への上場準備を進めている。

上場準備にあたっては、まず、初期調査として決算・財務面にフォーカスした作業負担、計数インパクトの把握を行い、本格的な対応に向けての体制等を検討した。その後、2008年4月に専任部署を設置し、上場準備プロジェクト

を開始したが、このプロジェクトの初期段階での大きな検討テーマのひとつが、適用する会計基準であった。これは2007年11月、米国証券取引委員会（SEC）が外国企業に対し、数値調整なしでIFRSに基づく財務諸表の提出を認めたため、当社としては、IFRSと米国基準の選択が可能となったことに起因する。その時点ではIFRSを採用している本邦企業はなかったため、仮に、当社がIFRSを採用した場合、原則主義のIFRSにおいては、解釈及び判断について監査法人等と合意形成をしながら、ひとつひとつ対応方針を決定する必要がある等のフロントランナーとしてのリスク・負担が想定された。一方で、既に100カ国以上がIFRSを採用、採用予定あるいはコンバージェンス中という状況、グローバル・プレーヤーとして当社の置かれている環境、本邦でのIFRSのアドプシヨンの可能性等を勘案した場合、IFRSの適用が先進性のアピールとなり得るとともに、今後、本邦でアドプシヨの方針が決定された場合においては効率的な対応が可能となるというメリットが考えられた。こうした点について慎重な検討を重ねた結果、今後は、IFRSがグローバルな会計基準の潮流になるとの判断に基づき、そのメリットを優先し、当社はIFRSを採用する決定をした。

IFRSに基づく、財務諸表作成の準備を進める中で、特に苦勞をした点は、当初より想定したことではあるが、本邦では、IFRS採用の実例がなかったため、IFRSの解釈、判断の前提となる先行事例はどうしても欧州が中心となるという現実から、日本のビジネス慣行を踏まえた基準解釈、適用に関する監査法人との合意形成に相当の時間を割くことになった点である。また、基準等が詳細に決まっていなかった原則主義のIFRSを適用したことにより、会計基準適用の考え方について、多数存在する関係者間での認識の共有化が重要であったことも留意すべき

点である。

現在、ニューヨーク上場に向けては、本年度中の上場への最後の準備を行っている段階であるが、こうした実務上のポイントは、以下で述べるIFRSへのアドプシヨ対応においても引き続き重要なポイントとなるものと考えている。

ニューヨーク上場後の次の課題は、いうまでもなく、IFRSのアドプシヨ対応である。当社がニューヨーク上場においてIFRSを適用する決定をした後、米国が2008年11月に、2014年からのアドプシヨに関し、2011年までに決定するIFRS適用に向けたロードマップ案を公表。日本でも、2009年6月、企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」を公表し、2010年3月期以降のIFRSの任意適用、2015年ないし16年からのアドプシヨに関し、2012年までに決定する方針を明らかにしたのはご高承のとおりである。

ニューヨーク上場においてIFRSを適用するものの、銀行でのアドプシヨにあたっては、更に広範に亘る課題があると考えている。まず、財務面・業務面で想定される影響への対応である。例を挙げると、業務運営面について言えば、例えば貸出金損益の認識方法等の変更があった場合には、新しい業務管理手法の検討が必要となる。また、有価証券等の金融商品の基準が変わった場合も計数面等で大きなインパクトが生じ、経営管理やリスク管理の方法等について変更しなければならない可能性がある。加えて、事務システム面についてもIFRSの内容如何によって事務手順、システム的大幅な改定の検討を要することが考えられる。銀行の規模にもよるが、銀行のシステムはいわば装置産業に近いものがあり、その改定影響はかなりのものとなるであろう。また、アドプシヨ後は、IFRSベースの連結財務諸表が唯一の連結ペー

スでの公表資料となるが、それを前提とした経営管理のあり方や経営成績の公表の仕方についても検討していかなければならない。また、そもそも、その基となる連結決算を短期間で取りまとめ、公表できる仕組みを構築していくことも必要となってくる。このように銀行の経営に広範かつ重大な影響が見込まれる課題のため、当然のことながら社内でも財務部門だけではなく、全社を挙げて取り組むことが必要となってくる。

しかしながら、いざ具体的な対応にあたっては、IFRS 自体がムービングターゲットの状態であることがその対応を難しいものとしている。とりわけ、銀行の場合には、影響の大きい金融商品会計が改定対象であるために対応がより複雑となる。平成 22 年 3 月期の三井住友銀行を例にしてみると、総資産約 103 兆円に対し、有価証券が約 28 兆円、貸出金が約 56 兆円あり、この両者の合算で総資産の 80%強を占めることとなる。また一般企業の売上に相当する経常収益約 2 兆円のうち、貸出金利息及び有価証券利息配当金が約 1 兆 3 千億円あり、全体の 3 分の 2 を占める。規模の大小はあるが、銀行の財務諸表においては、これらの金融商品が占める比率が非常に高い状況にある。

この財務諸表へのウエイトの高い金融商品の会計基準がまさに見直し途上にある訳である。IFRS の基準作りが全世界共通のルール作りとなる中では、基準の改定内容が邦銀に与える影響を最小化していくことが今後の喫緊の課題となってくる。また、銀行の場合は、前述の通り、国際的な金融規制の変更が並行して進行中であり、会計基準の変更結果はこうした自己資本規制、流動性規制の内容に影響を与えることとなる。

こうした中、銀行界は、昨年「中間報告」によるアドプション方針に基づき、IFRS 導入

に向けて積極的な対応を行っている。昨年の事例で言えば、主に IFRS9 号の設定過程で、有価証券の取扱いに関し、IASB の理事との協議や、意見交換の実施、公開草案への意見書提出等への取り組みを行った。

IFRS9 号に対しては、官民を挙げて、日本の主張が採用されるための取り組みを行った訳であるが、IFRS9 号に最終的に反映された事項に関し、全国銀行協会の取組みもその一助になったのではないかと考えている。

今年に入ってから、IFRS の見直しが佳境を迎えたこともあり、意見書の提出は勿論、IASB とのアウトリーチ（意見交換会）にも取り組み、IASB への早期の検討段階での意見発信にも努めているところである。具体的には、6 月に開催されたアウトリーチでは、金融商品会計の減損及びヘッジ会計に関し、IASB と意見交換を行った。減損については、IASB は予想損失アプローチを提案する公開草案を昨年 11 月に公開しているが、全国銀行協会では本件の重要性に鑑み、協会内に本件を担当する検討部会を設置するとともに、IASB に設置された EAP（専門家諮問パネル）の動向も見ながら対応を検討したうえで意見書を提出している。意見書では、オペレーショナルな問題や実務慣行の点から問題が多いことを指摘し、公開草案には反対の旨を主張している。本件については、今後、世界中からの多数のコメントを踏まえて、基準化に向けた検討が進むものと予想されるが、金融機関にとっては非常に重要な会計基準であり、我々の指摘事項が的確に反映されていくことを期待したい。

また、ヘッジ会計については、公開草案の公表が他の基準対比遅れており、2010 年の第 3 四半期の公表に向けて検討が続けられている。アウトリーチでは、日本の実務にはあるもののうち、現行の IAS39 号に規定がないと思われる部分について、今後の公開草案公表までの過

程における検討の枠組みの中に加えることを要請し、IASB 側も早期の問題提起を歓迎する意向を示した。

Ⅲ. 円滑なアドプションに向けての抱負と期待

今後のアドプションに向けての動きを展望すると、対象となる IFRS の改定は、今年度から来年度にピークを迎えると考えられる。本年 6 月に IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) によるプログレスレポートが改定されたことにより、スケジュールに若干の遅れは生じているものの、銀行に大きな影響を及ぼす金融商品会計に関していえば、スケジュールの見直しは行われておらず、引き続き 2011 年 6 月までの改定が目標となっている。そのため、当社並びに全国銀行協会は、現在進められている一連の会計基準の見直しは、実態経済に対して将来に亘って影響を及ぼす事項も多いとの認識を持ち、引き続き、積極的な意見発信に努め、今後の円滑な IFRS 導入に資する取組みを行っていく所存である。

そのため、従来以上に国内外の関係各団体と連携を深めて、諸事に対応させていただきたいと考えている。

また、一方で昨年の中間報告ではアドプションに向けて、基準設定以外にも今後に向けた課題が明確にされた。

連結財務諸表に IFRS を適用した場合の個別財務諸表の取扱いについては、本格的な議論が進展し始めたことと認識している。知り得る限りでは、各企業間で考え方が大きく相違していると思われるが、円滑な IFRS 導入に際しては避けては通れないポイントである。また、導入方法についても、上場企業をひとまとめにした一律導入か、あるいは段階的な導入かという点についても今後の検討課題になるものと思われる。また、肝心な IFRS に関する会計の担い手をどのように育成していくかという観点も、今後検討していく必要のある論点であろう。日本の銀行界としても、IFRS の円滑な導入に向けての観点に加え、IFRS に関する国際的な議論への関与の観点からも担い手の育成を考えていく必要がある。

最後に、財務諸表の作成者側の観点としては、IFRS を導入した後の開示負担の軽減についても大いに期待している。先ごろの新成長戦略においても、四半期開示の大幅な簡素化が謳われており、IFRS のアドプション時にはかなりの軽減がなされるのではないかと考えている。いずれの課題についても、今後の IFRS の時代を迎えるにあたって避けては通れないものであり、今後の関係者による議論、環境整備を大いに期待するところである。銀行界も、今後の枠組みに関するこうした議論に対して、今まで以上に積極的に参加していきたいと考えている。